

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 10 日（水）、第 11 回の委員会が開かれました。

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 10 号）
 - ・武見厚生労働大臣、工藤内閣府副大臣、宮崎厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・宮本徹君（共産）提出の修正案について、提出者宮本徹君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・修正案に対し、国会法第 57 条の 3 の規定により内閣の意見を聴取したところ、武見厚生労働大臣から、「反対である」旨の発言がありました。
 - ・原案及び修正案に対し、宮本徹君（共産）が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－共産 反対－自民、立憲、維教、公明、国民、有志）
 - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維教、公明、国民、有志 反対－共産）
 - ・大串正樹君外 4 名（自民、立憲、維教、公明、国民）から提出された附帯決議案について、井坂信彦君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志）
（質疑者）吉田統彦君（立憲）、早稲田ゆき君（立憲）、阿部知子君（立憲）、堤かなめ君（立憲）、中島克仁君（立憲）、岬麻紀君（維教）、遠藤良太君（維教）、一谷勇一郎君（維教）、足立康史君（維教）、宮本徹君（共産）、田中健君（国民）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

吉田統彦君（立憲）

- (1) 雇用保険の適用拡大関係
 - ア 小規模医療機関への影響
 - イ 小規模医療機関にとっての財政的負担についての厚生労働大臣の見解
 - ウ 被保険者の増加見込数及び労使双方の負担
 - エ 労使双方にとってのデメリット及びメリット
- (2) 65 歳前に離職して 65 歳以降に失業等給付を受給すれば老齢年金を同時に受給できると指南しているコンサルタント業務への対策が必要との指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (3) 医師等業務の代替が困難なエッセンシャルワーカーの育児・介護休業取得関係
 - ア 何らかの対応が必要との指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 代替人材の確保についての厚生労働大臣の見解
- (4) 教育訓練給付制度の対象となる講座
- (5) 医師免許を持つ大学院生関係
 - ア 医師同様に働く一方で雇用保険の対象とならない現状に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 医師不足が大学院生の労働力化を招いているとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

早稲田ゆき君（立憲）

- (1) 小林製菓の紅麴を含む健康食品摂取後の健康被害関係
 - ア 原因究明の目処並びに回収命令対象製品の流通量及び回収量に関する最新の状況
 - イ 健康被害について罰則付きの報告を義務化する場合の食品表示法と内閣府令の建て付け
 - ウ 内閣府令である食品表示基準で健康被害の報告を義務化した場合の法的拘束力の有無

- エ 健康被害の報告の義務化についての検討の有無
- オ 機能性表示食品等について肯定的な試験結果を保証する業者関係
 - a 調査等の対応及び法規制の必要性
 - b 全然規制できていない消費者庁の答弁及び医薬品の臨床試験ではあり得ない実態に対する厚生労働大臣の見解
 - c 政府として実態を把握する必要性
- (2) 本法律案関係
 - ア 雇用保険の適用拡大の対象となる者のうち短期間契約の割合
 - イ 失業手当の受給資格要件を2007年以前の「離職日前1年間のうちに6か月」に戻すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - ウ 雇用保険部会報告において介護休業給付の国庫負担の暫定措置廃止の条件とされた「安定した財源を確保する」の意味
 - エ 介護休業給付の国庫負担の暫定措置を直ちに廃止する必要性
 - オ フリーランスに雇用保険への任意加入を認めることを検討すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - カ 未払賃金立替払制度をフリーランスの労災保険への特別加入者に準用することを検討すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解

阿部知子君（立憲）

- (1) 本法律案による改正内容を含めた雇用保険制度の捉え方についての厚生労働大臣の見解
- (2) 雇用保険の適用拡大による実際の受給見込み者数
- (3) 加入してよかったと思ってもらえる雇用保険制度になっているかについての厚生労働大臣の見解
- (4) 雇用保険制度が非正規雇用労働者の受給に結び付いていない疑念に対する厚生労働大臣の見解
- (5) 雇用保険の適用について複数事業所における勤務時間の合算を検討する必要性
- (6) 学生に雇用保険を適用する必要性
- (7) 雇用形態による育児休業取得率の差に対する厚生労働大臣の見解及び改善策
- (8) 正規と非正規の女性労働者の育児休業取得率の差を埋める努力をしどのような状態でも子を産み育てていくことのできる国にしていく必要性に対する厚生労働大臣の見解

堤かなめ君（立憲）

- (1) 小林製薬の紅麹を含む健康食品摂取後の健康被害関係
 - ア 小林製薬のコールセンターにおける応答、消費者庁及び厚生労働省合同コールセンターにおける応答並びに海外の被害者に対する相談対応の状況
 - イ 医療機関の受診費用を負担する者
 - ウ 機能性表示食品制度の見直し関係
 - a 同制度を許可制に改める必要性
 - b 機能性表示食品に対する事後チェックの実施状況
 - c 機能性表示食品に科学的根拠が乏しいことが判明した場合でも同食品の撤回を促すことしかできないのではないかと指摘に対する消費者庁の見解
 - d 小林製薬による政治献金と同制度の設立との関係の有無及び国民からは賄賂性や癒着の温床と見えるのではないかと指摘に対する厚生労働大臣の所見
- (2) 厚生労働大臣と政治献金等関係
 - ア 厚生労働大臣が政治献金や勉強会の会費として過去3年間で1億円を受け取ったかどうかの確認
 - イ 政治資金の寄附の自由及び政治献金の自由により金権政治や政治腐敗等の弊害が生まれているこ

とについての厚生労働大臣の認識の有無及び当該認識がない場合におけるその理由

(3) 本法律案関係

- ア 育児休業給付に係る保険料率を 0.4%から 0.5%に引き上げた場合の被保険者 1 人当たりの負担増となる金額
- イ 雇用保険制度における国庫負担割合を恣意的に決定しているのではないかと指摘に対する厚生労働省の見解
- ウ 雇用保険料率の引上げではなく国庫負担で賄うべきとの指摘に対する厚生労働大臣の所見
- エ 昼間の学生にも雇用保険を適用する必要性

中島克仁君（立憲）

(1) 雇用保険の適用拡大関係

- ア 適用拡大後に短時間労働者への影響等を調査する必要性及び新たに被保険者となる者への制度の周知方法
 - イ 上記アの調査結果を踏まえ労働政策審議会において議論を行いその結果に基づき必要な検討を行うこと及び十分な制度の周知を確実に進めていくことについての厚生労働大臣の見解
- (2) 学生への雇用保険の適用拡大に向け実態調査を行い分析し議論を深める必要性
- (3) 災害や感染症等の非常時に雇用保険財源を活用する際には労働政策審議会における議論を踏まえ迅速に国庫繰入れを行う必要性
- (4) 教育無償化や働き方改革を進め誰もが主体的にリスクリングができる社会を目指す必要性
- (5) 4月7日のNHK日曜討論での医師の偏在対策に関する厚生労働大臣の発言の真意

岬麻紀君（維教）

(1) 雇用保険の適用拡大関係

- ア 雇用保険の適用拡大に伴い不正受給がないよう適切に対応する必要性
 - イ 10 時間以上 20 時間未満の労働者は賃金が低いため失業等給付の基本手当が低くセーフティネットとして不十分との指摘に対する厚生労働省の見解
- (2) 雇用保険制度が複雑化する中で真に必要な支援を行うための制度及び国庫負担の在り方
- (3) 小規模企業では雇用保険加入より給与引上げを優先した方が労使双方に有益との指摘に対する厚生労働省の見解
- (4) 人口減少社会において賃金を引上げ労働生産性を上げるための方策についての厚生労働大臣の見解
- (5) リスキリング支援の対象となる教育訓練講座を若年者や非正規雇用労働者の所得向上につながる有益なものにする必要性
- (6) 転職によるキャリアアップや収入増加は一部の特定層のみで労働市場が固定化しているとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

遠藤良太君（維教）

(1) 教育訓練給付の効果検証関係

- ア 教育訓練給付による賃金上昇効果に在職期間が長いことで賃金上昇したケースも含まれるか否かの確認
 - イ アンケート調査等により教育訓練給付による賃金の変化の効果検証を詳細に行う必要性
- (2) 教育訓練休暇給付金制度の対象者関係
- ア 同制度の適用対象となる企業数の見込み
 - イ 適用対象の多くが大企業である場合に雇用保険から教育訓練休暇中の生活保障を行うことの妥当

性

ウ フリーランス等雇用されていない者に対するリスクリング支援は融資制度となっており雇用保険の被保険者に対する支援と大きな違いが生じている理由

(3) 教育訓練給付関係

ア 岸田内閣総理大臣が一昨年に個人のリスクリング支援に5年で1兆円を投じると発言したことと今回の教育訓練給付制度の改正との関係

イ 雇用型と委託型がある地域おこし協力隊に対する教育訓練給付の扱い関係

ア 公務員として活動する者に雇用保険の教育訓練給付が支給されるかの確認

イ 雇用型か委託型かで教育訓練給付の扱いに差が生じている現状についての厚生労働省の見解

ウ 雇用されていない者も含めて個人が広く教育訓練給付を受けられるようにする必要性

エ 雇用保険料を支払う一方で教育訓練を受けない者の不公平感についての厚生労働大臣の見解

オ 教育訓練給付に一般財源を活用する必要性

(4) リスクリングを進めることにより雇用の流動化が進むとの意見に対する厚生労働大臣の見解

(5) 年度の更新時期に利用者が増加することで生じるハローワークの混雑緩和策

一谷勇一郎君（維教）

(1) 同一労働同一賃金関係

ア 同一労働同一賃金の現状の評価及び同制度の定着に向けた取組

イ 外国人労働者が低賃金で働いている場合には賃金水準が最低賃金水準から上がっていかないと懸念を踏まえた同一労働同一賃金を定着させるための取組

(2) 解雇の金銭解決制度についての政府の見解

(3) 育児休業取得後に退職してしまうケースがあることを踏まえた育児休業給付を雇用保険で実施することについての政府の認識

(4) 男性の育児休業関係

ア 育児休業取得率を高めていく上で必要となる育児休業給付費の財源確保の在り方

イ 育児休業を取得する場合の企業や同僚従業員に対して支援を行う必要性

ウ 男性の場合は育児休業ではなく短時間労働の仕組みの方が効果的ではないかとの指摘に対する厚生労働省の見解

(5) 介護事業所では人員配置基準を維持するために介護休業の取得が難しいことを踏まえ介護事業所の人員配置基準を緩和する必要性

(6) 企業が労働者の急な離職に対応できるよう労働者がリスクリングを行っていることを会社に告知する仕組みの必要性

足立康史君（維教）

(1) 医療制度改革関係

ア 現在の医療制度に対して厚生労働大臣が抱いている危機感

イ 前例にとらわれない対策を検討する必要性

ウ 審議会の枠組みではなく研究会を設けて医療制度改革を検討する必要性

(2) 本法律案関係

ア 令和5年5月に雇用保険制度研究会がまとめた中間整理の説明

イ 中間整理で示された課題の精査が不十分であり法案成立後に対応していく必要性

宮本徹君（共産）

- (1) ハローワークで働く非常勤職員関係
 - ア 常勤職員が本来担うべき基幹的業務の内容及び基幹的業務を担っている非常勤職員数
 - イ 非常勤職員が窓口業務の大半を担っていることの確認
 - ウ 期間業務職員公募の際の継続任用者及び新規応募者のそれぞれの合格率
 - エ 3年に1度の公募制度を根本から見直し非常勤職員の常勤化を進める必要性
 - オ 厚生労働大臣から人事院に対し3年に1度の公募制度を見直すよう働きかけを行う必要性
 - カ 厚生労働大臣答弁の「努力する」の意味は3年に1度の公募制度を見直していく方向での努力であることの確認
 - キ 非常勤職員の常勤化は厚生労働省全体の男女の賃金格差の是正にとっても重要との指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (2) 教育訓練休暇給付金を受給する際のデメリットを周知する必要性
- (3) 自己都合離職者の給付制限期間関係
 - ア 給付制限期間の仕組みを残すことにより悪条件での就業や就業のミスマッチを招く可能性
 - イ 2020年に給付制限期間を3か月から2か月に短縮した際に自己都合離職を繰り返す者が増加しなかったことの確認
 - ウ 「労働時間、休日等、労働条件が悪かった」「職場の人間関係が好ましくなかった」等は離職の正当な理由であるとの認識に対する厚生労働大臣の見解
 - エ 正当な理由か否かについて労使の主張が対立したケース及び証明資料が揃わないために正当な理由と認められなかったケースの件数
 - オ 給付制限期間そのものを見直す必要性
- (4) 失業等給付の基本手当の給付水準が最低限の生活保障に足りていないとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (5) 職業紹介事業者による求職者の希望企業に書類を提出しないあるいは虚偽の不採用通知を送付する等の不適切な行為を規制する必要性

田中健君（国民）

- (1) 働いている学生がいることを踏まえた学生の雇用保険の適用に関する厚生労働大臣の想い
- (2) 教育訓練休暇給付金関係
 - ア 給付金の創設等は雇用保険制度の目的を超えるとの考え方に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 給付金を創設する趣旨
 - ウ 給付金を人材確保のための福利厚生と考えることに対する厚生労働省の見解
 - エ 雇用形態にかかわらず給付金が利用できるようにする必要性
 - オ 給付金についての企業側の正確な理解を図る必要性
 - カ 雇用保険の目的を超える施策については雇用保険財源ではなく一般財源や関係省庁と連携した予算で実施する必要性
- (3) リスキリング関係
 - ア 経済産業省の「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業」の趣旨及び目的
 - イ リスキリングにより転職が促進されると企業側がリスキリングに消極的になる懸念についての経済産業省の見解
 - ウ 厚生労働大臣の考えるリスキリングの定義及び意義
- (4) キャリア形成・リスキリング支援センター関係
 - ア 支援センターの役割及び期待する成果
 - イ 支援センターにおけるキャリアコンサルタントの確保及び地域偏在に対する厚生労働省の取組
 - ウ 支援センターの相談機能を強化する必要性

福島伸享君（有志）

- (1) 雇用保険の適用拡大関係
 - ア 適用拡大により具体的にどのような人を対象にどのような働き方・生活を守りどのような社会をつくろうとしているのかの厚生労働大臣の理念
 - イ 適用拡大の意義を負担増となる中小零細企業に対して納得を得られるよう説明する必要性
- (2) 改正後の雇用保険法第33条第1項第2号の「その他の厚生労働省令で定める訓練」の内容
- (3) 教育訓練給付関係
 - ア 特定一般教育訓練給付金と専門実践教育訓練給付金の追加給付分の要件に差を設ける理由
 - イ 保育士が特定一般教育訓練給付金の対象講座に位置付けられ看護師が専門実践教育訓練給付金の対象講座に位置付けられている理由
 - ウ 教育訓練休暇給付金関係
 - a 給付金創設による企業側のメリット
 - b 給付金の普及目標
- (4) 育児休業給付関係
 - ア 2030年に男性の育児休業取得率85%の目標が達成された場合の支給額及び本則保険料率0.5%の場合の収入見込み額
 - イ 育児休業取得率の上昇に伴う支給額の増加に合わせて国庫負担割合を増加させる必要性
- (5) 介護休業給付関係
 - ア 給付の実績が伸びない要因
 - イ 利用しやすい制度への見直しと国庫負担を本則へ戻すことをセットで行う必要性
- (6) 個人の意志に基づくいかなる職業選択においてもセーフティネットが構築される社会であるべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解

2 議案の撤回許可に関する件

- ・介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外16名提出、第208回国会衆法第30号）の撤回を許可することに決しました。